

しんえい教育資金贈与専用口座 ご利用のご案内

新栄信用組合

祖父母さま等からお孫さま等へ教育資金を一括贈与する場合、
贈与税が非課税（お孫さま等お1人あたり1,500万円まで）となります。

教育資金贈与専用口座の商品概要説明書

(平成27年4月1日)

1. 商品名	「しんえい教育資金贈与専用口座」
2. 販売対象	個人のお客さまで「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」を利用して直系尊属(曾祖父母、祖父母、父母)から教育資金を受贈する30歳未満の方 ※専用口座はお一人さまにつき1口座のみ開設可能です。当組合で専用口座を開設した場合、当組合の他の営業店・他の金融機関で同様の専用口座は開設できません。
3. 期間	平成25年7月1日～平成31年3月31日
4. 預入方法	普通預金口座を開設していただきます。 ※口座開設にあたっては、贈与契約書および教育資金非課税申告書等を当組合に提出いただきます。 (1) 預入方法 随時預入 ※直系尊属から金銭を取得した日から2か月以内に預入いただきます。 (2) 預入金額 1円以上1,500万円以下 (3) 預入単位 1円単位
5. 払戻方法	専用口座開設店の窓口で随時お引出しいただけます。 ※教育資金の領収書等は支払年月日の属する年の翌年3月15日までにご提出ください。期限までに領収書等のご提出がない場合、「教育資金管理契約が終了となった日の属する年に贈与があったもの」として、贈与税が課税されます。お引出し時にお支払先をお聞きすることがございますが、あらかじめご了承ください。
6. 利息	(1) 適用金利 毎日の店頭表示の利率を適用します。 (2) 利払頻度 毎年3月と9月の当組合所定の日に支払います。 (3) 計算方法 毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を1円とした1年を365日とする日割り計算を行います。
7. 税金	20%の源泉分離課税(国税15%・地方税5%) ※ただし、マル優をご利用の場合は除きます。 ※平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税(国税15.315%・地方税5%)となります。
8. 手数料	———
9. 付加できる特約事項	マル優のお取扱いができます。
10. 中途解約	原則として中途解約はできません。ただし、預金者が①30歳に達した場合、②死亡した場合、③預金残高が0となり、預金者と当組合の間で契約終了の合意があった場合には、口座は解約となります。
11. 金利情報の入手方法	店頭備え付けの金利ボードをご覧ください。または窓口にお問い合わせください。

<p>12. 苦情処理措置 ・紛争解決措置</p>	<p>・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。 【窓口:新栄信用組合 お客様相談室(事務管理部)】 0120-400-103 受付日 : 月曜日～金曜日(祝日及び金融機関の休業日は除く) 受付時間 : 午前9時～午後5時</p> <p>・紛争解決措置 新潟県弁護士会 示談あっせんセンター(電話:025-222-5533) 東京弁護士会 紛争解決センター(電話:03-3581-0031) 第一東京弁護士会 仲裁センター(電話:03-3595-8588) 第二東京弁護士会 仲裁センター(電話:03-3581-2249) で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記新栄信用組合お客様相談室、新潟県信用組合協会または下記窓口までお申し出ください。また、お客様から前記弁護士会の仲介センター等に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、仲裁センター等は、東京以外の各地のお客様もご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客様からの申立てについては、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続きを進める方法もあります。 ①移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ②現地調停:東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんので、ご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。 【窓口:新潟県信用組合協会 新潟地区しんくみ苦情相談所】 受付日 : 月曜日～金曜日(祝日及び金融機関の休業日は除く) 受付時間 : 午前9時～午後5時 電 話 : 025-247-7433 住 所 : 〒950-0088 新潟市中央区万代1-1-28 【窓口:一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日 : 月曜日～金曜日(祝日及び協会の休業日は除く) 受付時間 : 午前9時～午後5時 電 話 : 03-3567-2456 住 所 : 〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1 (全国信用組合会館内)</p>
<p>13. その他参考となる事項</p>	<p>・専用口座は普通預金ですので、預金保険の対象であり同保険の範囲内で保護されます。 ・キャッシュカードは発行いたしません。 ・本商品の譲渡、担保提供、口座名義変更はできません(婚姻等、預金者本人の氏名が法令にもとづき変更される場合を除きます)。</p>

以上